

奈良県糖尿病療養指導士会(奈良 CDE の会)規約

第1条 名称	<ol style="list-style-type: none">1. 本会は奈良県糖尿病療養指導士会と称する。2. この会の呼称名は奈良 CDE の会とする。
第2条 目的	<ol style="list-style-type: none">1. 本会は奈良県における糖尿病の正しい知識及び技術の普及・啓蒙を図る。2. 奈良県における CDEJ ネットワークを推進する。
第3条 事務局	<ol style="list-style-type: none">1. 本会の事務局を公益財団法人天理よろづ相談所世話部(天理市三島町 200 番地)に置く。
第4条 活動	<ol style="list-style-type: none">1. 糖尿病の正しい知識及び技術の普及・啓蒙活動2. 研修会3. 情報交換
第5条 会員	<ol style="list-style-type: none">1. 会の会員は、奈良県糖尿病協会に所属し CDEJ 資格を有するものとする。
第6条 役員	<ol style="list-style-type: none">1. 会の役員は、代表者 1 名、他、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士の職種の代表者複数名とする。
第7条 任期	<ol style="list-style-type: none">1. 任期は 2 年とし、再任はさまたげない。役員が辞任しようとする時は、その旨を文書で任期は 2 年とし、再任はさまたげない。
第8条 顧問・相談役	<ol style="list-style-type: none">1. この会を補助し、発展のため、顧問・相談役として奈良県糖尿病療養指導医会を置く。
第9条 規約改正	<ol style="list-style-type: none">1. 規約改正は総会において出席者の過半数を必要とする。2. 本規約にない事項は、その都度役員会で決定する。

第 10 条 総会	<ol style="list-style-type: none">1. 総会は毎年 1 回開催する。ただし必要があるときは臨時に開くことができる。2. 総会の議事は出席会員の過半数をもって決める。ただし賛否同数の場合は議長がこれを決する。
(附則)	<p>この規約は平成 20 年 1 月 1 9 日から施行する。</p> <p>この規約は平成 25 年 1 月 10 日改正する。</p>